尼崎市子育て応援企業表彰要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内の中小企業等が従業員に対し、子育て支援に係る制度を独自に創設するなど積極的に支援に取り組んでいる中小企業等を表彰し、仕事と子育ての両立に取り組む企業を発信することでそれら企業のイメージアップを図るとともに、ひいては企業の人材確保につながることを目的とし、「尼崎市子育て応援企業表彰」の実施に必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語を、当該各号のとおり定義する。

⑴　中小企業者等

　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者及び小規模企業者並びに個人事業主であって、市内に主たる事業所を有する企業。なお、みなし法人を含むその他の私法人等についても、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同数又はそれ以下の場合は当該企業者とみなす。

⑵　みなし大企業

　　次のいずれかに該当する中小企業者

ア　発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している企業

イ　発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上を大企業が所有している企業

ウ　大企業の役員又はその職を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている企業

⑶　子育て

　　妊娠期から出生、子育て期を経て、子が概ね18歳に到達するまでに親が子どもを育てること

（表彰の対象者）

第３条　表彰の対象者は、前条に規定する中小企業等で、次の各号に掲げる子育てにかかる負担軽減のいずれかに取り組んでいるものとし、別表の表彰基準を満たす取組を行う者とする。ただし、法令等に規定する範囲内の取組は表彰の対象としない。

⑴　子育てに要する費用への助成など経済的負担の軽減に関する取組

⑵　子育てにかかる時間的負担の軽減に関する取組

⑶　子育てにかかる心理的負担の軽減に関する取組

（応募）

第４条　この要綱に基づき表彰を受けようとする者は、尼崎市子育て応援企業表彰応募申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、関係書類とともに市長へ提出する。

２　この表彰への応募にあたっては、納付すべき尼崎市税に滞納があってはならない。

（被表彰者の決定）

第５条　市長は、前条の規定に基づく応募のあったものから被表彰者を決定する。

（表彰の取消し）

第６条　市長は、被表彰者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する表彰の決定を取消す。

⑴　偽りその他不正の手段により表彰を受けたとき。

⑵　要綱に違反したとき。

⑶　尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）に規定する事項に該当することが判明したとき。

⑷　その他市長が表彰することが適当でないと認めたとき。

（検査、報告）

第７条　市長は、表彰の適切な実施に必要があると認めるときは、事業の現場又は帳簿等を検査し、被表彰者に対して報告を求めるほか、必要に応じて指示をすることができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか表彰の実施について必要な事項は、主管局長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和７年６月２日から実施する。

別表　表彰基準

|  |  |
| --- | --- |
| 子育てに要する費用への助成など経済的負担の軽減に関する取組 | （例）・習い事や受験にかかる費用に対する助成制度・児童手当や出産・子育て応援給付金等に対する上乗せ助成・その他、市長が適当と認める経済的負担の軽減に関する取組 |
| 子育てにかかる時間的負担の軽減に関する取組 | （例）・産前・産後休業や育児休業等の期間が法定を超えている制度・子どもの誕生日等に休暇を付与するなど、子育てに関する特別な休暇制度・その他、市長が適当と認める時間的負担の軽減に関する取組 |
| 子育てにかかる心理的負担の軽減に関する取組 | （例）・子育てを経験した従業員との交流会の実施・定期的な家族ぐるみでの親睦会の開催・その他、市長が適当と認める心理的負担の軽減に関する取組 |